

事業再建者世帯の対象業種について

中小企業者が法人の場合は、対象業種および資本金または従業員数のいずれかが表1にあてはまる必要があります。ただし、個人の場合は、従業員数のみを確認してください。なお、表1の業種の中でも、規模要件が異なるものもありますので、表2もあわせてご確認ください。

【表1】

業 種	資本金	従業員数
製 造 業 等	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下	100 人以下
小 売 業（ 飲 食 業 含 む ）	5,000 万円以下	50 人以下
医 療 法 人 等	—	300 人以下

【表2】

業 種	資本金	従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業（ 注 ）	3 億円以下	900 人以下
ソ フ ト ウ ェ ア 業	3 億円以下	300 人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3 億円以下	300 人以下
旅 館 業	5,000 万円以下	200 人以下

（注）自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く。

対象外の業種は次ページをご確認ください。

事業再建者世帯の対象外業種一覧

対象業種	摘要
農業	次の業種を除く。 ・荒茶、仕上茶の製造業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造の請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・かいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業
農業的サービス業	次の業種を除く。 ・人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・獣医業 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業
林業	次の業種を除く。 ・木材伐出業及び木材伐出請負業 ・製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む）
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融、保険業	生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業、共済事業媒介代理業、少額短期保険代理業を除く。
卸売業のうち右に該当するもの 小売業（飲食店を除く）のうち右に該当するもの 物品賃貸業のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むもの。
宿泊業のうち右に該当するもの	風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーテル、ラブホテル等）を営むもの。
インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの	風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むもの。
飲食業のうち右の①または②に該当するもの	①風営法第3条の風俗営業または同法第31条の特定遊興飲食店営業の許可を受けているもののうち、社会的批判を受ける恐れのあるもの、または特に高級なもの。 ②風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。
特殊浴場業のうち風俗関連営業	
娯楽業のうち風俗関連営業	
競輪・競馬等の競走場	
競輪・競馬等の競技団	
パチンコホール	
ビンゴゲーム場	
射的場・スロットマシン場	
芸ぎ業	置屋及び検番を除く。
競輪・競馬等予想業	
場外馬券及び車券売場	
芸ぎ周旋業	
興信所のうち身元調査等 個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの	
易断所・観相業	
相場案内業	
集金業・取立業	公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。
学校	学校法人が経営するもの。
宗教・政治・経済・文化団体その他の 非営利事業及び団体（NPO法人を除く） LLP（有限責任事業組合）	

【この届は、資格審査時に必要となります】
(事業再建者世帯向定期使用住宅使用許可用)

再生計画策定完了届

東京都知事 殿

私は、東京都営住宅事業再建者世帯向定期使用住宅の使用許可を受けるにあたり、東京都中小企業再生支援協議会（認定支援機関・東京商工会議所）の支援により、再生計画を策定完了しています。

申 込 者	郵便番号	□□□-□□□□	自宅 電話	市外局番	—	市内局番	—	番号（携帯・PHS可）	—
	住 所	東京都							
	法 人 名								
	役 職 名								
	フリガナ								
	氏 名	Ⓜ 個人事業主の場合は、 法人名・役職名の記入は不要です。							

~~~~~ 【東京都中小企業再生支援協議会 記入欄】 ~~~~~

## 再生計画策定完了確認書

記

|                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 東京都中小企業再生支援協議会の支援による<br>再生計画策定完了日 | 平成 年 月 日 |
|-----------------------------------|----------|

申込者は、東京都中小企業再生支援協議会（認定支援機関・東京商工会議所）の支援により、上記のとおり再生計画を策定完了していることを確認する。

平成 年 月 日

東京商工会議所

事務局長

Ⓜ